

札幌駅前通地区にぎわい創出・回遊性向上業務に係るプロポーザル実施要領

1 件名

札幌駅前通地区にぎわい創出・回遊性向上業務

2 業務の目的

本業務は、現在、人の流れが大きく変化している札幌駅前通地区において、地上・地下の連携による継続的な回遊性の向上や、札幌駅前通地区一体となった一時的なものにとどまらないにぎわいの創出を実現するために必要となる取組の検討、及び実施を目的とする。

3 背景

札幌駅前通では、平成 23 年 3 月の札幌駅前通地下歩行空間の完成により、地上・地下の歩行者通行量が従前の地上部歩行者通行量の約 2 倍となるなどの大きなにぎわいを見せている。

さらに、同年 7 月に行ったアンケート調査では、開通前にそれぞれ札幌駅周辺・大通駅周辺のみを利用されていた方の約 45%が両地区を訪れるようになるなどの回遊性の向上も見られ、人の流れが大きく変化してきている。

しかしながら、札幌駅前通地上部だけをみると、歩道・街路樹等が整備中であるという要因はあるものの、歩行者通行量が半減し、さらに、これに伴い一部の商業店舗の売上高が減少しているとの報道がなされるなどの課題が現れてきている。

これらのことから、今後は継続的な地上・地下の連携した回遊性の向上や、さらなる来街機会の拡大などによる、札幌駅前通地区一体となったにぎわいの創出が求められる。

4 業務内容想定

(1) 札幌駅前通地区のにぎわい創出・回遊性向上手法の検討

- ・地上・地下の連携による継続的な回遊性の向上策、札幌駅前通地区一体となった一時的なものにとどまらないにぎわいの創出策の検討

(2) 札幌駅前通地区のにぎわい創出・回遊性向上手法の実施

- ・(1)で検討したにぎわい創出・回遊性向上手法の実施

5 業務規模

2,000 千円程度

6 履行期限

平成 24 年 3 月 30 日(金)

7 企画提案を求める項目

(1) 業務の考え方、執行手法

本業務の執行に当たり、どのような考え方で業務を進め、さらにその執行の際にはどのような手法を用いるか。

<評価の視点>

- ・札幌駅前通地区の現状や課題等を理解したうえで考え方を整理しているか。
- ・検討内容を取りまとめるに当たり、現実的な業務の進め方、具体的な手法が提案されているか。

(2) 実施スケジュール

上記 4 にある各業務をどのようなスケジュールで確実に執行しようとしているか。

<評価の視点>

- ・確実に執行できるスケジュールとなっているか。

(3) その他の事項

その他、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容、効果的・効率的な手法等、上記(1)～(2)にあたらぬ提案。

<評価の視点>

- ・本業務を検討するにあたり、効果的な実施や、計画事業の実現のために効果的な手法等の工夫があるか。

8 一般事項

(1) 提出物

正本は、以下の(ア)～(イ)の構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。)

副本は、以下の(イ)のみとし、10部提出すること。

提出書類はすべて片面のみの記載とし(イ)はA3判横づかい1枚とする。

(ア) 企画提案書等の提出について(様式-1)

(イ) 企画提案書

(2) 資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- ② 企画提案書の提出期限において、札幌市の入札参加停止を受けていないこと

(3) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 市民まちづくり局 都心まちづくり推進室 (5階南側)

(4) プロポーザルの日程

- ・企画提案書の提出期限 平成24年1月6日(金)(正午必着)
- ・書類審査 平成24年1月10日(火)(予定)

(5) 採用・不採用の決定

書類審査後、2週間以内にご連絡いたします。

(6) その他

- ① 企画提案の審査は、提出書類により最優秀企画提案者を決定するものとする。
- ② 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- ③ 質疑には、原則として回答しない。ただし、市民が一般的に知り得る事実の確認や事務手続に関する質問については、担当部局の判断により回答する。
- ④ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ⑤ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ⑥ 著作権は、それぞれの企画提案者に帰属する。
- ⑦ 企画提案者は、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- ⑧ 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- ⑨ 原則として、業務委託契約については、企画提案書の内容を審査し、総合的に最も優れたと判断される企業と、別途随意契約により行うこととする。また、企画提案者が1社(者)であっても企画提案書の内容の審査を行い、優れていると判断された場合に、別途随意契約により行うこととする。
- ⑩ 企画提案にあたって虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った

際には、契約の相手方としない場合がある。

- ⑪ 選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。
- ⑫ プロポーザル方式の性質上、企画提案のあった内容をもって契約するとは限らない。

9 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「札幌駅前通地区にぎわい創出・回遊性向上に係るプロポーザル選定委員会」において審査する。

【問い合わせ先】 札幌市 市民まちづくり局 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課
犬丸、佐々木 TEL (011) 211-2692 FAX (011) 218-5112

平成 24 年 (2012 年) 月 日

(あて先) 札幌市長

(提出者) 住所
会社名
代表者氏名
電話
F A X

企画提案書等の提出について

札幌駅前通地区にぎわい創出・回遊性向上業務に係るプロポーザルについて、別添のとおり企画提案書等を提出します。

連絡先

住所

所属

氏名

電話

F A X

E-Mail